

第1回理事会

議事概要

開催日:平成24年6月28日(木) 午後2時

場 所:附属図書館4階学習室

出席者:西室陽一理事長、加藤祐三副理事長、椎廣行理事、福田誠治理事、渡辺利夫理事、田中一利理事

■理事長挨拶

西室陽一理事長よりあいさつ

議 事

(1)平成23年度都留文科大学事業報告書について

○担当より資料1に基づき説明、審議の結果、提案通り承認。

- ・組織構成について平成24年度から総務課の財務担当が会計担当と財務担当の2担当制になり、学生課のキャリアサポート室がセンター化しキャリアセンターへ名称変更。
- ・平成23年度の事業年度評価に係る項目別評価結果総括は、全体を見ると昨年度(平成22年度)がB評価だったのに対し平成23年度ではA評価となった。
- ・P119~120に掲載されている、都留市公立大学法人評価委員会からの指摘事項20項目について、9項目は達成することができた。

(2)平成23年度都留文科大学決算について

○担当より資料2に基づき説明、審議の結果、提案通り承認。

- ・当事業年度より、『「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」(平成24年度3月30日総務省告示第140号改訂)』並びに『「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A』(平成24年4月改訂 総務省自治行政局 総務省自治財政局日本公認会計士協会)を適応している。

(3)監査結果報告について

○担当より資料3に基づき説明、審議の結果、提案どおり承認。

監査結果概要:(1)業務の執行は、適正に行われていると認める。(2)財務諸表は、法人の財政状態及び運営状態等を適正に表示しているものと認める。(3)事業報告書は、法人の業務運営状況を正しく示しているものと認める。(4)決算報告書は、予算区分に従って、予算の状況を正しく示しているものと認める。(5)理事長、副理事長、理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。なお、理事長、副理事長と法人との間には利益相反取引は認められない。

(4)審査事由説明書に対する陳述について

○該当教員より審査事由説明書に対する意見陳述。

(5) 職員の懲戒処分について

○公立大学法人都留文科大学職員就業規則第9条第2項に基づき、懲戒処分を行うかについて記名投票を行った結果、全員一致で原案通り懲戒処分を行うことを決定した。

3 報 告

(1) 平成24年度都留文科大学年度計画について

○担当より資料4について報告。赤字で示してある数値は評価減点項目。

第1 教育の質の向上

2. 教育内容等に関する目標を達成するための措置。→教員の授業アンケートの実施を行わない教員がいる。

第3 地域社会への貢献

4. 国際交流の推進に関する目標を達成するための措置。→カリフォルニア大学からの留学生が減少したことと高麗大学との提携がなくなったため。

第7 その他業務運営

1. 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置。→学生の休憩室等の整備が出来ていない。

2. 安全管理に関する目標を達成するための措置。→危機管理マニュアルが整備出来ていない。

3. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置。→諸規程の整備がまだ出来ていない。